

地震又は火災に対する安全性の 向上を目的とした改修計画書

－陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸－

陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸の整備にあたっては、復原が困難なことから現状維持を基本とし、耐震補強、劣化修理、防災設備設置のほか、男女トイレの整備など活用のための改修工事を行う。工事にあたっては、歴史的・文化的価値を損なわない計画とする。

1. 改修工事の内容

(1) 耐震補強工事

方針

耐震補強の設計に際しては、現状の意匠等の保存に努め、原則、補強部材を露出させない計画とする。一部補強によって、形状を変更せざるを得ない部位についても、現状の意匠、空間の有する雰囲気を維持し、建物の価値を減じないよう配慮する。

工事内容

- ・建物の変形を抑制する補強壁の追加

建物の局所的な大変形を解消するために、壁の追加により補強を行う。補強壁は基本的に建物の平面プランに大きく影響がない壁に対して、合板耐力壁への仕様変更等の改修を行う。また、独立柱の折損に対して、安全限界変形時までに損傷を生じさせないよう、建物の耐力要素の配置を計画する。

- ・水平構面の補強

上記の鉛直構面の補強により、建物全体の変形を抑え、水平構面で十分にそのせん断応力の伝達が可能とできるように水平ブレース等の補強部材を小屋組に追加する。また、合板により屋根面の剛性を増大する。

- ・基礎の補強

鉛直構面の補強により、基礎に引抜力が生じる可能性が高い。仕様変更で設ける新設壁だけでなく、既存壁についてもその耐力が発揮できるように、基礎の増設と金物補強を行う。基礎の増設は、既存基礎を残したうえで行うこととし、旧来の意匠を維持するよう配慮する。

(2) 劣化修理工事

方針

「安全性の評価のための調査報告書」に記載した劣化の補修を行う。原則として旧来の工法を採用し、その保存・維持・継承を図る。部分解体修理を基本とし、劣化が著しい範囲においては半解体修理の方針とし、解体は最小限に留める。

工事内容

- ・構造材

土台や柱など、腐朽や蟻害が生じている部材は取替や根継補修を行う。

・非構造材

内外造作材、仕上げ材の劣化部分については、取替や部分修理を行う。屋根は、瓦葺範囲は劣化部のみ部分修理、銅板葺及び鉄板葺範囲は全面葺替とし、脱落防止の措置を講じる。

(3) 防災設備工事

方針

設備整備にあたっては、文化財建造物の価値を減じないよう配慮する。活用上、新設が必要となる設備配線、器具等の設置については、原則、既存使用されていた貫通穴や設置箇所を利用するが、新たに穿孔、設置が必要な場合は、意匠、部材の価値を考慮し、且つ、左官壁等の可逆性のある部位等へ設置するよう配慮する。

工事内容

- ・ 自動火災報知設備、消火器、放送設備、火災通報装置の設置
(炎感知器、放水銃は既存設備利用)
- ・ ラスモルタル貫通部があると想定されるため、漏電火災警報設備を新設する。

(4) その他、活用に伴う改修工事

方針

邸宅内には展示空間やイベント空間などの「利用者スペース」、トイレ等の「利用サービススペース」、倉庫等の「管理用スペース」を配置し、活用のための整備を行う。ユニバーサルデザインへの対応については、建物の歴史的・文化的価値を損なわないよう計画する。

工事内容

- ・ 男女トイレの整備
- ・ 空調機の設置
- ・ 給湯機の設置
- ・ IH コンロの設置（置型）
- ・ 一部、衛生、厨房等設備機器の更新（水栓など）
- ・ 電灯、コンセント、弱電関係の更新、新設
- ・ 給排水配管の更新（邸宅内全て）
- ・ 電気配線の更新（邸宅内全て）

2. 改修工事の実施時期

工事実施時期：令和3～4年度（予定）